

# 宴会場利用規約

## 宴会場利用時間と追加料金

- (1) 宴会場利用開始から終了までの契約時間（以下宴会時間と称します）は、所定の宴会場使用料金をお支払いいただきます。宴会時間を超過した場合は時間に応じて追加料金を頂戴いたします。
- (2) 宴会場での準備は1時間以内とさせていただきます。それ以外の利用には「会議室料追加料金」を適用させていただきます。
- (3) 食事での宴会時間は2時間を基本とさせていただきます。2時間を超える場合の延長料金は「宴会室料追加料金」を適用させていただきます。
- (4) 宴会時間は原則として午前9時より午後9時迄とさせていただきます。午後9時以降の利用は規定の延長料金に10%を加算させていただきます。深夜0時を過ぎる場合は別途料金を加算させていただきます。ただし次の会場使用時刻との関連で、ご利用時間の超過にお応え出来ない場合もございますので予めご了承ください。

## 有料人数の確認

料理等を用意する最終確定人数（以下有料人数と称します）を宴会場利用日の前日のお正午までにご連絡ください。それ以降は手配が完了しておりますので減員の場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

## 支払いについて

- (1) 内金  
宴会等の予約時に内金をお支払いください。内金の金額は宴会見積金額によりホテルより提示させていただきます。
- (2) 前受金  
ホテルより提示する見積金額を実施日の7日前までにお支払いください。
- (3) 残金後日精算について  
実施後残金がある場合は、後日請求書を送付いたしますので10日以内にお支払いください。

## 取消料金

すでにご契約をいただいた宴会等を取消される場合には、下記のとおり取消料を頂戴いたします。（日数は取消日の翌日から起算いたします）

### ●宴会等の実施日の30日前までにお取り消しの場合

⇒無料

### ●宴会等の実施日の29日前から14日前までの間に

#### お取り消しの場合

⇒宴会等見積金額の10%（サービス料・税金を除く）

### ●宴会等の実施日の13日前から8日前までの間に

#### お取り消しの場合

⇒宴会等見積金額の20%（サービス料・税金を除く）

### ●宴会等の実施日の7日前から3日前までの間に

#### お取り消しの場合

⇒宴会等見積金額の30%（サービス料・税金を除く）

### ●宴会等の実施日の2日前から前日までの間に

#### お取り消しの場合

⇒宴会等見積金額の50%（サービス料・税金を除く）

### ●宴会等の実施日の当日にお取り消しの場合

⇒宴会等見積金額の全額（サービス料・税金を除く）

## 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮ください。

- (1) 使用目的以外の利用
- (2) 発火、引火性の物品のなど危険物の持ち込み
- (3) 悪臭を発するものの持ち込み
- (4) とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑となる行為
- (5) 盲導犬・介助犬以外の動物・ペット類の持ち込み
- (6) ホテルの備品の移動
- (7) その他法令で禁止されている行為

## 直接ご依頼の業者に対する注意事項

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関する装飾、余興等の機器および機材の搬入・搬出、又は看板のサイズ、取り付け方法あるいはその位置や設置場所の決定等につきましてはホテルの美観、動線の問題を考慮し一定のルールの下に実施していただくように、ホテルより指示させていただきます。

## 装飾、余興等の手配

宴会等に関連する装飾、音響、余興およびパンケットレセプション等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接ホテル指定以外の業者に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するために事前にホテルの同意を得てください。ホテルの同意を得ないで直接業者に依頼されるのはご遠慮ください。

## 契約締結の拒否及び解除

当ホテルは、次に掲げる事由に該当すると当ホテルが認められる場合においては、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また宴会利用契約を締結した後に該当すると判明した場合は、契約を解除するものとします。

- (1) 宴会場利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宴会場に出席する利用客の中に次のイからハに該当する者がいるとき。
  - イ、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）
  - ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
  - ハ、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- (3) 他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的な要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (6) 天災又は施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会場を使用する事が出来ないとき。
- (7) この規約に違反されたとき。

上記の契約解除の場合につきましては、ご利用中であってもその時点でお断りいたします。また契約解除に伴う損害賠償、金銭の支払いはいたしかねますのでご了承ください。但し、予約金はお返しいたします。

## 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）およびお客様が直接依頼された業者の方々はホテルの施設・什器備品等を破損したり、損傷しないようにご注意ください。もし、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合はその修復に関するホテルより指示いたしますので、すみやかに修理を行うか、又は損害賠償金をご負担いただきます。

## その他

- (1) 入場者の宴会場内外における整理および安全にご留意ください。これに反して発生した事故については、申し込み責任者において責任を負っていただきます。
- (2) 事故が発生した場合はホテルの責任による以外の事故であっても最善の努力をさせていただきますが、その費用は申し込み責任者において負担いただきます。
- (3) 料理の内容は季節によって変更させていただきます。
- (4) ホテルの駐車場利用については、別途定めさせていただきます。
- (5) ホテルは所定の料金以外のお心付けなどは一切ご辞退申し上げます。
- (6) その他ご不審な事がありましたらホテル係員までご相談くださいませ。

